

# 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱

## 【目的】

第 1 条 一般社団法人 日本玩具協会（以下「協会」という。）が管理・運営する玩具安全基準・玩具安全マーク制度の実施は、この要綱に定めるところによる。

## 【玩具安全基準】

第 2 条 協会は、子どもの生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、その必要があると認める玩具について、安全に関する判断の基礎となる技術上の基準（以下「玩具安全基準（ST基準）」という。）を定め、その社会への普及を図るものとする。

2. 協会は、玩具に起因する事故や新しく発見された危険要因などを踏まえ、前項の玩具安全基準（ST基準）を見直し、常にできる限り適切なものとなるよう努めるものとする。
3. 玩具安全基準（ST基準）の改定が行われたときは、協会は、その旨を協会の会員、指定検査機関、協会と玩具安全マーク使用許諾契約（以下「STマーク使用許諾契約」という。）を締結した事業者（以下「STマーク使用許諾契約者」という。）、及びその他の関係者に対して速やかに周知するものとする。

## 【玩具安全マーク制度】

第 3 条 協会は、ST基準に適合した玩具の普及を促進し、また、消費者の安全・事故の補償を確保するために、次項の玩具安全マーク制度を実施する。

2. STマーク制度は、協会が玩具を製造、輸入又は販売する事業者とSTマーク使用許諾契約を締結し、当該事業者が製造・販売する玩具について、ST基準適合検査を受け、これに適合していると認定される場合に、第 4 条に定める玩具安全マーク（以下「STマーク」という。）を当該ST基準適合検査に合格した玩具又はその包装に付して販売することを認め、かつ、当該STマークを付した玩具の欠陥に起因して事故が発生した場合に備えて、STマーク使用許諾契約者に対し第 13 条に定める賠償補償共済制度への加入を義務付け、その賠償原資の充実を図る制度とする。
3. 前項のST基準適合検査は、協会が指定する検査機関（以下「指定検査機関」という。）が行う。
4. 指定検査機関が行ったST基準適合検査結果は、前項の検査合格の日から起算して2年間有効とする。
5. STマークの使用許諾に関する第 2 項の定めを基本としつつも、次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は、当該玩具へのSTマークの使用を認めないことができる。
  - (1) その玩具が、その固有の特性により、ST基準に適合しているだけでは防止することができない潜在的な危険を呈していると協会が判断したとき。

なお、当該危険が専ら当該玩具を製造、輸入又は販売する事業者において措置す

べきものであると考えられる場合には、協会は、当該事業者当該危険を伝え対応を促すものとする。

- (2) 青少年の健全な育成の観点から、当該玩具にSTマークの使用を認めることが適当でないとき協会が判断したとき。

## 【STマーク】

第 4 条 STマークは下記のとおりとし、ST基準に適合すると認められた製品又はその包装に表示することとする。



2. STマークは黒色とする。

ただし、玩具の本体又はその包装の印刷が単色のときは、当該単色の玩具の本体又はその包装に表示するSTマークについては、判読しにくい場合を除き、当該単色と同系統の色を用いることができる。

3. STマークの大きさは、縦18mm×横20mmを基本とする。

なお、STマークの縦横の長さを、80%以内でそれぞれ同一の比率で縮小することができる。

4. 流通事業者等がSTマークを認識しやすいよう、バーコードをSTマークの近傍に配置することを推奨する。

5. STマークは、当分の間、JANコードを有する玩具のみを対象とすることとし、「玩具安全基準合格」の文字に併記する合格番号(13桁の数字)は、JANコードを用いる。

6. 標章「ST」の右横の数字は検査申請年(更新の場合にあっては、更新の検査を申請した年)を表わすものとし、当該検査申請のあった年の西暦年号の下2桁の数字を用いる。

(参考) 2013年に申請したときは、「13」とする。

7. 玩具を製造・販売する事業者が、第6条3項に定める団体の会員であって、当該団体を経由して協会とSTマーク許諾契約を締結する場合にあっては、当該団体があらかじめ協会の承認を得て定める標章をSTマークとして、又はSTマークに代わる標章として用いることができる。

## 【参考】



日本空気入ビニール製品工業組合マーク



日本プラスチック玩具工業協同組合マーク

### 【ST基準適合義務】

第 5 条 STマーク使用許諾契約者は、STマークを表示して販売する玩具について、ST基準に適合するようにしなければならない。

2. 協会は、STマークの信頼を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 【玩具安全マーク使用許諾契約】

第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約を締結しなければならない。

2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。

3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を經由して協会とSTマーク使用許諾契約を締結することができる。

名 称	所 在 地	
東京玩具製問協同組合	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4	T
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 5 階	P
日本空気入ビニール製品工業組合	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-7 東京プラスチック会館 2 階	V
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-20-12	J
大阪玩具事業協同組合 (一社) 日本玩具協会大阪支部	〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南 1-2-11 O.T ビル 8 階	B
東京玩具人形協同組合	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 2-28-14	D
中部玩具人形工業会	〒451-0043 愛知県名古屋市西区新道 2-15-17	C
日本バルーン協会	〒166-0014 東京都杉並区松の木 3-12-11	R

4. STマーク使用許諾契約の締結に際しては、「玩具安全マーク使用許諾契約」に加え、「玩具安全許諾契約申込書」(様式一)、「事業概況説明書」(様式二)、「製造物責任補償共済加入申込書」(様式三)を提出しなければならない。

5. STマーク使用許諾契約者は、氏名若しくは名称又は住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは、その旨を協会に届け出るものとする。

6. STマーク使用許諾契約者は、玩具に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、そ

の旨を協会に届け出るものとする。

7. STマーク使用許諾契約者が、玩具に係る事業の全部を譲り渡し、又はSTマーク使用許諾契約者について合併若しくは分割（玩具事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けたもの又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその玩具に係る事業の全部を承継した法人は、そのSTマーク使用許諾契約者の地位を承継する。
8. 前項の規定によりSTマーク使用許諾契約者の地位を承継したものは、遅滞なく、その旨を協会に届けるものとする。

#### 【契約番号】

- 第 7 条 協会はSTマーク使用許諾契約毎にアルファベット1字（A、E、K、又はM）と4桁のアラビア数字で構成される契約番号を発行する。
2. 第6条3項に規定する団体を経由して契約を締結した場合にあっては、団体毎に指定されたアルファベット1字（第6条第3項の表の右欄）と当該団体が付する受付番号（4桁のアラビア数字）で構成する。

#### 【検査機関の割当】

- 第 8 条 協会は、STマーク使用許諾契約ごとに、当該STマーク使用許諾契約に係る玩具についてのST基準適合検査を実施する指定検査機関を指定するものとする。
2. 前項の指定は、STマーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベットに対応して下表のとおりとする。
- なお、STマーク使用許諾契約者の中で合併等の事由により、一の使用許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指示するところによる。

契約番号中の アルファベット	名 称	連 絡 先
A・E・M D・K・T	一般財団法人 日本文化用品安全試験所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4
B	一般財団法人 日本文化用品安全試験所 大阪事業所	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14
C・P・V J	一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター	〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17
R	一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所	〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番

#### 【検査機関】

- 第 9 条 指定検査機関は、ST基準適合検査を実施するのに必要な技術的な基礎を確保していなければならない。
2. 協会は、前項の技術的基礎を確認するために必要な措置をとるものとする。
  3. STマーク使用許諾契約者は、指定検査機関にST基準適合検査を申請するとき

は、協会が定める S T 基準適合検査手数料を、当該指定検査機関に支払わなければならない。

【検査機関の検査】

第 10 条 指定検査機関は、公正に、かつ、S T 基準に適合する方法により S T 基準適合検査を行うものとする。

2. 指定検査機関は、S T 基準適合検査に関し、当該検査結果を記載した関係書類を備え、これを保存するものとする。

【国内又は海外の検査機関の実施した検査結果の受入れ】

第 11 条 協会は、指定検査機関以外の国内の検査機関又は海外の検査機関を指定して、当該指定機関が S T 基準の一部（S T 基準第 3 部「化学的特性」に限る。）について基準適合検査を行うことを認め、検査の日から 1 年以内に限り、当該検査機関の行う検査の結果を、指定検査機関の検査結果として受入れるものとする。

2. 前項の指定は、下記のとおりとする。

名	称	連	絡	先
	Hong Kong Standards and Testing Center			10, Dai Wang Street, Taipo Industrial Estate, NT, Hong Kong, China
	CMA Industrial Development Foundations Limited			Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N.T. Hong Kong
	一般財団法人 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所			〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内
	Intertek Testing Services Hong Kong Limited			6/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road, Kowloon, Hong Kong
	SGS Hong Kong Limited			1/F, On Wui Centre, 25 Lok Yip Road, Fanling, New Territories, Hong Kong
	SGS Thailand Limited			1025/1 Rama III Road, Chong Nonsi, Yan Nawa, Bangkok, 10120 Thailand
	Intertek Vietnam Limited			5th, 6th and 7th Floor of lobby D, S. O. H. O Biz office Building - 38 Huynh Lan Khanh Street, Ward 02, Tan Binh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
	一般財団法人 日本文化用品安全試験所 香港事業所			18/F, A-1, Block 1, Tai Ping Industrial Centre, 57 Ting Kok Road, Tai Po, N. T. Hong Kong

3. 指定検査機関は、その実施するST基準適合検査において、検査の申請者から、第1項の検査機関の実施した検査結果の提出があったときは、当該検査結果に係る検査を省略するものとする。
4. 第1項の検査機関の実施した検査結果を指定検査機関に提出する場合にあっては、検査の申請者は、指定検査機関が、当該検査結果をST基準適合検査のための資料として円滑に事務処理をすることができるよう、必要な注意を払わなければならない。
5. 第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定は、第1項の検査機関に準用する。

#### 【指定検査機関における他の検査の結果の活用（重複検査の回避）】

- 第12条 指定検査機関が食品衛生法に係る検査を実施したときは、当該食品衛生法に係る検査の結果を、ST基準適合検査であって当該食品衛生法に係る検査と重複するものについての検査結果とすることができる。
2. 指定検査機関が行ったST基準第3部「化学的特性」の検査結果は、その全部又は一部を、他の指定検査機関において当該検査に係る玩具についてのST基準適合検査の結果として使用することができる。
  3. 「ST基準適合検査の申請のあった玩具」が「既にST基準適合検査に合格している他の玩具」とその本体又はその一部が同一であり、適当と認められるときは、当該ST基準適合検査の申請者の請求により、協会が別に定める区分に従って、「当該他の玩具」のST基準適合検査の結果（ST基準第3部「化学的特性」の検査結果に限る。以下、この項及び次項において同じ。）の全部又は一部を「当該検査申請のあった玩具」のST基準適合検査の結果として使用することができる。
  4. 「ST基準適合検査の申請のあった玩具」が「既にST基準適合検査に合格している他の玩具」とその原材料となる樹脂等が同一であり、適当と認められるときは、協会が別に定める区分に従って、試験検査機関等に材料等登録を行うことにより、「当該他の玩具」のST基準適合検査の結果の全部又は一部を「当該検査申請のあった玩具」のST基準適合検査の結果として使用することができる。

#### 【共済加入義務】

- 第13条 STマーク使用許諾契約者は、玩具賠償責任補償共済制度及び玩具製造物責任補償共済制度に加入するものとする。
2. STマーク使用許諾契約の終了又は解約にあっては、STマーク使用許諾契約者は、それまでに出荷したSTマークを付した玩具を継続して販売する場合は、当該玩具について製造物責任賠償保険の付保を措置するものとする。
  3. 玩具賠償責任補償共済制度及び玩具製造物責任補償共済制度に係る約款は、別に定める。

#### 【事故処理】

- 第14条 STマークを付した玩具の欠陥に起因して起きた事故の処理は、STマーク使用

許諾契約者が、協会と連携をとり、これにあたるものとする。

2. 協会は、前条の共済制度に係る補償金の支払に関する業務を協会以外の者に委託して実施することができる。

この場合、協会は、当該委託を行った者に「共済業務センター」の名称を使用させるものとする。

3. S Tマーク使用許諾契約期間中にS Tマーク使用許諾契約者が破産したときは、協会は、第13条の賠償補償共済制度に関し、損害賠償請求者に対し保険法（平成20年法律第56号）に基づく保険金の請求等の手続を説明するものとする。

#### 【マークの使用許可】

第15条 指定検査機関が発行するS T基準適合検査合格の通知をもって、当該検査に係る玩具についてのS Tマーク使用許諾があったものとする。

ただし、協会が別に指示する場合にあっては、その指示によるものとする。

#### 【マーク使用の報告】

第16条 S Tマーク使用許諾契約者は、年1回、別に定める様式により協会に対し当該使用許諾契約に係るS Tマークの使用状況を報告しなければならない。

#### 【調査】

第17条 協会は、社会におけるS Tマークの使用の実態について調査を行い、必要な措置をとるものとする。

#### 【違約金】

第18条 S Tマークの使用に関し、この制度要綱又はS Tマーク使用許諾契約に違反するときは、協会はS Tマーク使用許諾契約者に対し、違約金の支払い請求その他の措置を求めるものとする。

2. 前項の違約金等については、S Tマーク使用許諾契約でこれを定める。

#### 【施行細則】

第19条 協会は、この制度要綱を実施するために施行細則を定める。

第20条 この制度要綱の改廃及び制度要綱に基づく施行細則の制定及び指定は、理事会が行う。

#### （付則）

第1条 この制度要綱は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 玩具安全マーク使用許諾規則（昭和46年7月1日）は、廃止する。

第3条 この制度要綱の施行前に玩具安全マーク使用許諾規則その他の定めによってした行為又は実施慣行によってした行為であって、この制度要綱に相当の規定がある

ものは、この制度要綱の相当規定によってしたものとみなす。

第 4 条 この制度要綱の制定に伴って調整が必要となる事態が生じたときは、会長がその都度執るべき措置を決定し、事後に理事会の承認を得るものとする。

(付則 平成 20 年 1 月 1 日改定)

第 1 条 この第 3 条第 4 項の改定(有効期間 2 年間への改定)は、平成 20 年 1 月 1 日以降に S T 基準適合検査の申請のあった玩具について適用する。

(付則 平成 20 年 3 月 27 日改定)

第 12 条に第 2 項を追加する改定は、平成 20 年 3 月 27 日から施行する。旧第 2 項・第 3 項は、それぞれ第 3 項・第 4 項に変更する。

(付則 平成 21 年 4 月 1 日改定)

この改定(第 8 条・第 11 条の改定)は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(付則 平成 22 年 5 月 26 日改定)

この改定(第 6 条第 3 項の表の改定)は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

(付則 平成 22 年 9 月 27 日改定)

この改定(第 11 条の改定)は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(付則 平成 23 年 4 月 1 日改定)

この改定(第 8 条及び第 11 条の改定)は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(付則 平成 23 年 4 月 6 日改定)

この改定(第 8 条「名称の変更」の改定)は、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

この改定(第 8 条「連絡先の変更」の改定)は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

(付則 平成 23 年 4 月 13 日改定)

この改定(第 8 条「名称の変更」の改定)は、平成 22 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

(付則 平成 23 年 5 月 18 日改定)

この改定(第 6 条第 3 項の表の「所在地」の改定)は、平成 23 年 4 月 25 日に遡及して適用する。

この改定(第 6 条第 3 項の表の「当該団体の行の削除」及び第 7 条の改定)は、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

(付則 平成 23 年 7 月 19 日改定)

この改定(第 3 条の追加修正)は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。



(付則 平成 23 年 11 月 16 日改定)

この改定（第 8 条「連絡先の変更」の修正）は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

(付則 平成 24 年 4 月 1 日改定)

この改定（第 6 条第 3 項の表の「当該団体の名称変更」）は、平成 24 年 2 月 24 日に遡及して適用する。

この改定（第 8 条及び第 11 条の修正）は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(付則 平成 24 年 5 月 30 日改定)

この改定（第 11 条の修正）は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(付則 平成 24 年 12 月 26 日改定)

この改定（第 6 条第 3 項の表の「団体所在地」の改定）は、平成 24 年 11 月 27 日に遡及して適用する。

(付則 平成 25 年 1 月 22 日改定)

この改定（第 3 条第 2 項（修正）・第 4 条第 7 項（削除）・第 13 条第 2 項（新規追加）・第 14 条第 3 項（修正））は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(付則 平成 25 年 2 月 5 日改定)

この改定（第 6 条第 3 項の表中の「団体所在地」の改定）は、平成 25 年 2 月 1 日に遡及して施行する。

(付則 平成 25 年 3 月 22 日改定)

この改定（第 1 条・第 4 条・第 6 条第 3 項の表中の団体名称の変更）は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(付則 平成 25 年 9 月 20 日改定)

この改定（第 11 条 2 項の表中の海外検査機関の連絡先の変更）は、平成 25 年 8 月 21 日に遡及して適用する。

(付則 平成 26 年 1 月 24 日改定)

この改定（第 6 条第 3 項の表中の「東京玩具工業協同組合」に係る欄の削除、第 7 条第 1 項への契約番号Mの追加）は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

(付則 平成 26 年 6 月 27 日改定)

この改定（制度要綱第 6 条第 3 項の表の「団体所在地」の改定）は、平成 26 年 6 月 27 日に適用する。

(付則 平成 27 年 2 月 1 日施行)

この改定（制度要綱第 11 条の改定）は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

(付則 平成 29 年 6 月 29 日改定)

この改定（第 11 条第 2 項の表中の海外検査機関の連絡先の変更）は、平成 29 年 6 月 22 日に遡及して適用する。

(付則 令和 5 年 1 月 15 日改定)

この改定（第 11 条第 2 項の表中の海外検査機関の連絡先の変更）は、令和 5 年 1 月 15 日から施行する。